令和８年第３回（９月）大郷町議会定例会会議録第３号

令和８年９月７日（月）

応招議員（１２名）

１番	鈴木安則君	２番	赤間繁幸君
３番	鎌田暁史君	４番	鈴木利博君
５番	赤間則幸君	６番	佐々木和夫君
７番	鈴木恵子君	８番	金須新一君
９番	田中三惠子君	１０番	熱海文義君
１１番	高橋重信君	１２番	石垣正博君

出席議員（１２名）

応招議員と同じ

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	石川良彦君	副町長	武田力也君
教育長	関　一男君	総務課長	菅野直人君
財政課長	伊藤義継君	まちづくり政策課長	千葉　昭君
復興推進課長	櫛濱　学君	税務課長	片倉　剛君
町民課長	髙橋裕美子君	保健福祉課長	小野純一君
農林振興課長	本間文二君	商工観光課長	高橋　優君
地域整備課長	武藤亨介君	上下水道課長	赤間良悦君
会計管理者	角田倫明君	学校教育課長	遠藤歩未君
社会教育課長	齋藤正智君		

事務局出席職員氏名

事務局長　千葉恭啓　　次長　齋藤由美子　　主事　高橋映瑠

議事日程第３号

令和８年９月７日（月曜日）　午前１０時開議

日程第１　　会議録署名議員の指名

日程第２　　一般質問〔２人　４件〕

◎一般質問通告順

１０．　１番　鈴木安則　　議員

１１．　２番　赤間繁幸　　議員

日程第３　諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第４　同意第２号　大郷町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

日程第５　同意第３号　大郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第６　同意第４号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第７　同意第５号　大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第８　議案第３８号　大郷町企業立地促進条例及び大郷町企業立地促進特別奨励金条例の一部改正について

日程第９　議案第３９号　令和８年度大郷町一般会計補正予算（第５号）

日程第１０　議案第４０号　令和８年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

日程第１１　議案第４１号　令和８年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第１号）

日程第１２　議案第４２号　令和８年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

日程第１３　議案第４３号　令和８年度大郷町水道事業会計補正予算（第１号）

日程第１４　議案第４４号　令和８年度大郷町下水道事業会計補正予算（第１号）

本日の会議に付した案件

令和８年９月７日（月曜日）　午前１０時開議

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　一般質問〔２人　４件〕

◎一般質問通告順

１０．　１番　鈴木安則　　議員

１１．　２番　赤間繁幸　　議員

日程第３　諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることに

ついて

日程第４	同意第２号	大郷町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
日程第５	同意第３号	大郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第６	同意第４号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第７	同意第５号	大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第８	議案第３８号	大郷町企業立地促進条例及び大郷町企業立地促進特別奨励金条例の一部改正について
日程第９	議案第３９号	令和８年度大郷町一般会計補正予算（第５号）
日程第１０	議案第４０号	令和８年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
日程第１１	議案第４１号	令和８年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第１号）
日程第１２	議案第４２号	令和８年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
日程第１３	議案第４３号	令和８年度大郷町水道事業会計補正予算（第１号）
日程第１４	議案第４４号	令和８年度大郷町下水道事業会計補正予算（第１号）

午　前　　１０時００分　　開　議

議長（石垣正博君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第１　会議録署名議員の指名

議長（石垣正博君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、１番鈴木安則議員、２番赤間繁幸議員を指名いたします。

日程第２　一般質問

議長（石垣正博君）　日程第２、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

１番鈴木安則議員。

１番（鈴木安則君）　皆さん、おはようございます。

通告順位10番、鈴木安則、通告書に沿って質問させていただきます。よろしくお願いします。

大綱１、本町の防災について。

昨今、各地において災害が発生しています。特に７月28日に発災した熊本県宇城市と氷川町では最大震度７を観測する地震が発生し、激甚災害の指定となった。そのことを受けて本町の防災体制について、下記３点について伺います。

（１）災害発生時の災害対策拠点及び災害支援拠点としての防災「道の駅おおさと」の早期実現について伺います。

（２）防災士育成と組織化は進んでいるのか伺います。

（３）各地区の自主防災組織体制について伺います。

大綱２、前川地区の基盤整備再編入について伺います。

今までの経過として、ステップ１の60ヘクタールの地権者の同意を得て、現在ステップ２の関係機関との協議に入っていると思うが、その状況について、以下の点について伺います。

（１）関係機関との協議の内容について伺います。

（２）「前川地区（300ヘクタール）の権利者様の御意向の確認」とあるが、意向確認によっては再編入できないこともあり得るのか伺います。

以上です。

議長（石垣正博君）　答弁願います。町長。

町長（石川良彦君）　皆さん、おはようございます。

鈴木安則議員の大綱１つ目の本町の防災についての御質問に答弁をさせていただきます。

（１）の防災道の駅の早期実現につきましては、現在、防災道の駅の指定に向けた初動段階として、管轄する県などの関係機関と協議や情報交換を進めているところでございます。

今後、防災道の駅選定に向けて、活用すべき財源の見極めを行い、不足しているハード面の整備費の算定や、日常的に抱えている課題解決を優先に進めるなど、本町にとって現実的かつ最も有利なロードマップにより、関係機関と連携しながら、実現に向けて取り組んでまいります。

（２）の防災士育成と組織化につきましては、各行政区の防災力の向上のため、周知方法を強化し、引き続き資格取得に補助金を交付してまいります。組織化については、今年３月に防災士の皆様にお集まりいただき、意見交換会を開催いたしました。防災士の方々からは、組織化よりも研修や意見交換の場を求める声がありましたので、まずは御要望に沿った活動を支援してまいります。また、町内にお住まいで既に防災士資格のある方の中には、行政区の防災活動に御協力いただける方もおられるようでございますので、広報等でお声がけをし、防災士の輪を広げていければと考えております。

（３）の各地区の自主防災組織体制につきましては、全行政区で組織され、行政区長さんを中心に災害発生を想定した訓練等を行っていただいております。町では、各行政区の御要望をお聞きし、活動に対して必要な支援をしてまいります。

次に、大綱２つ目の前川地区の基盤整備再編入についての御質問に答弁をさせていただきます。

（１）（２）は関連をいたしますので、併せて答弁をさせていただきたいと思います。

ＳＳＰ構想予定地でございました60ヘクタールの権利者の皆様から、令和８年３月末までに圃場整備への再編入を希望するという御意向を頂戴いたしました。現在は、次のステップとして、既に事業採択されております300ヘクタールの権利者の方々から60ヘクタールの編入について理解を求めるよう県より指示がありましたので、先月末に説明会を開催いたし、意向の取りまとめをしているところでございます。県といたしましては、第一義として、地域の皆様が圃場整備への再編入を希望されているかを確認した上で、関係機関と協議を開始するということでございますので、地域の皆様がそれを望まない場合、もしくは望まない方が多数の場合につきましては、再編入はできない可能性も高くなってくると考えております。

議長（石垣正博君）　鈴木安則議員。

１番（鈴木安則君）　それでは、再質問に入らさせていただきます。

答弁書においては、非常にいい、すばらしい回答をいただいたと思っております。そういう中で、若干質問をさせていただきたいと思います。

まず、防災道の駅についてですが、災害発生の場合に災害対策拠点及び災害の支援拠点としての防災道の駅おおさとの早期実現ということで、これはどなたもネットなんかですぐ検索できると思うんですが、防

災道の駅というのがどんなのかというようなことが、簡単にちょっと、冒頭、金須議員も詳細をお話ししていますが、私もちょっと簡単に触れていきたいなと思います。

まず、防災道の駅の認定の基準ということなんですが、地域防災計画に基づき広域的な防災拠点としての役割を果たすためには、ハード面とソフト面の両方からの支援が行われますというふうになっております。具体的には、以下のような基準がございます。

ハード面、駐車場やトイレの整備、情報発信機能の充実。ソフト面においては事業継続計画の策定と防災訓練の実施など。国交省はこれらの基準を満たす道の駅に対して重点的な支援を実施している、重点的な支援をやっているということでございます。

次に、防災道の駅の主な役割としまして、大規模災害時等の広域的な防災拠点、大規模な災害になれば当然自衛隊要請とか、警察とか、あとテックフォース等、テックフォースというのは国交省が、緊急災害対策派遣隊ということで国交省が派遣する部隊なんですが、それの活動拠点いうことで、またあと緊急の物資等の基地機能、あと復旧復興活動拠点と、さらには地域の一次避難所という役割を担っております。県内には、隣の三本木町のほうに防災道の駅ということで、道の駅三本木やまなみが選定されております。近い隣にあるからおおさとが駄目だということではないと思うんですね。国交省によれば、災害の種類や被災状況に応じて複数の道の駅を使い分けることでリスクを分散させるということで、近隣に防災道の駅があっても選定をされないという理由にはならないと思います。

そのことを踏まえて、防災道の駅早期実現の背景として、やっぱり日本各地において地震、大雨による河川の増水・氾濫、土砂崩れ、そして火災発生と、いつどこで何が起きても不思議でない状況にあります。今現在も、レベル４とかレベル５の内容が千葉とかですね、各地で今現在も出ているような状況になります。本町においても、いろいろな災害を想定しながらその辺の備えがなくてはなりません。その一つの手段として防災道の駅おおさと、そして住民の一次避難所及び災害対策拠点として最適かなと思います。また３・１１のような大規模な災害にあっては、沿岸部の災害支援拠点という形で、この大郷町の立地が一番最適かなと思います。

答弁の中で町長は、実現に向けて取り組んでいくということでございますが、防災道の駅の選定に向けて取り組むという理解でよろしいです

か、町長、伺います。

議長（石垣正博君）　答弁願います。町長。

町長（石川良彦君）　そのとおりでございます。

議長（石垣正博君）　鈴木安則議員。

１番（鈴木安則君）　ありがとうございます。現在、国交省で100か所選定を目指しております。現在79駅まで選定されていますので、100か所といえばあと21か所の選定しかないということなんですが、町長、この辺についてはいつまでやるとか、いつからやるとか、そういった具体的な時期というのはいかがでしょうか、伺います。

議長（石垣正博君）　答弁願います。町長。

町長（石川良彦君）　早期実現を目指して取り組むということでお話をさせていただいております。その中で、必ずしも100か所ということ、100か所で限定あるいはとどまるものではないということもお聞きをしております。

ただ、県内に今現在、先ほど議員御指摘というかお話しされたように三本木１か所しかないということでございますので、その辺について、宮城県の中央部に位置しております本町でございます、その中で過去にも東日本大震災のときにそうですが、実質的に自衛隊、あるいは消防関係、警察関係の方々があそこに滞在というか駐在した場面もございまして、そういった重要性というか、その位置づけについては県の関係機関には御理解いただいているということでございます。

ただ、整備する上でいろいろな、先ほどもお話ししたんですが補助制度とかを活用しながらやっていかなければならないのですが、いずれにしてもハードの整備する上でも恐らく数千万円から１億円程度ぐらいの覚悟はしていかなければならないかと思います。その中でいかに優位な補助制度、あるいは交付金等を活用しながらやっていかなければならないということで、それについてはもう少し詰めた内容で進めていかなければならないと考えております。

いずれにしても、早期実現を目指して頑張っていきたいと思います。

議長（石垣正博君）　鈴木安則議員。

１番（鈴木安則君）　町長の心強い、今、回答いただきました。本当に、防災道の駅というのはとても必要な部分だと感じております。

その防災道の駅においても早期に選定していただいて、大規模災害のときに県とか国に、どうぞ大郷の道の駅を使ってください、防災道の駅おおさとを使ってくださいとアピールしていただきたいなと。それが今

の大郷の考え方なんですよと、持ち味なんですということを、県とか国にやっぱりアピールしていくのがいいのかなと。そういう観点からも早期実現、本来であれば町民の安心安全のためにですね、いつから、いつまでというのが町長の口から欲しかったんですが、いろいろな事情があると思うんですが、町のトップとしていろいろなことを考えながらやるのは大変だと思うんですが、町長、最後にもう一声なんです、いつからやると、いかがでしょうか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。町長。

町長（石川良彦君）　いつ完成するかは別といたしまして、今いろいろな課題もありますが、防災道の駅に必要な最低限のもの、あるいはそれを進める上で計画的に進めていかなければならないと思います。そのスケジュール計画につきましては、できれば今年度中にその方向性を固めて進めていきたいと考えているところでございます。

議長（石垣正博君）　鈴木安則議員。

１番（鈴木安則君）　今年度中に進めるということでですね。非常にいい御回答をいただきました、ありがとうございます。

それでは（２）の防災士育成と組織化は進んでいるかということで伺います。現在の防災士有資格者は何名になるでしょうか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。総務課長。

総務課長（菅野直人君）　お答えいたします。

行政区のほうでは５名、それから町の職員としては４名ほど有資格者がおります。

以上です。

議長（石垣正博君）　鈴木安則議員。

１番（鈴木安則君）　町のほう４名。昨年12月の定例会に、町長の答弁で10名程度になったら組織化を図るということでしたが、防災士の意見交換会が開催されていることであれば、特段私も組織化を急いで図ることはないなと感じております。

大事なことは、防災士の意識向上及びモチベーション維持のためにも意見交換とか、共有できる場が必要かなと思います。この辺について、今後どのくらいの頻度で開催をするか伺います。

議長（石垣正博君）　答弁願います。総務課長。

総務課長（菅野直人君）　お答えいたします。

先ほど町長の答弁からありましたとおり、組織化がまずありきではなくて、まずはその研修会であったり勉強会というお話をいただいており

ますので、その辺はこれからも継続して行って、御意見を伺いながら、あまり過度な負担にならない形で継続をしていきたいと思っております。

議長（石垣正博君）　鈴木安則議員。

１番（鈴木安則君）　防災士にはどんな役割を担ってもらうか具体的に示さないと、やっぱり防災士も動きが取れないとか、ただ単に１つのグループに過ぎないと思いますので、その辺は町としてどういう形で考えていますでしょうか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。総務課長。

総務課長（菅野直人君）　お答えいたします。

防災士につきましては、資格の取得に当たりまして気象状況とか警戒レベルの見方とか、自主防災組織の運営とかについての勉強されておりますし、救急救命士の資格も持っていらっしゃいますので、平時の場合は各地区の防災訓練とかの際にアドバイス等いただければと思っていますし、有事の場合には行政のほうが手が届かない時間帯であったり、また災害発生前であったりに、そういうときに区長さんと御一緒に地域の防災の意識を高めるような、避難施設の運営のアドバイスであったり、そういうことをしていただければなと思っております。

以上です。

議長（石垣正博君）　鈴木安則議員。

１番（鈴木安則君）　今年度の防災士取得予定者は何名になりますか、伺います。

議長（石垣正博君）　答弁願います。総務課長。

総務課長（菅野直人君）　お答えいたします。

現在のところはまだ、今年度資格取得した方はおりません。それで、10月と１月に資格を受けるための講義がございますので、その案内を行政区長さんを通して、また広報等で広くお示しをと思っております。

以上です。

議長（石垣正博君）　鈴木安則議員。

１番（鈴木安則君）　防災士資格の取得費用として、今年度予算計上されていると思うんですが、予算書の中では３万6,000円ということなんですが、これ３万6,000円というと大体１人分ぐらいに相当するんですが、これについていかがでしょうか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。総務課長。

総務課長（菅野直人君）　お答えいたします。

今、議員がおっしゃった３万6,000円というのは、役場職員の取得のための予算でございまして、各行政区の防災士取得につきましては11名分を予算措置しております。

以上です。

議長（石垣正博君）　鈴木安則議員。

１番（鈴木安則君）　分かりました。それで、先ほども答弁の中にあったように、町民の中で既に防災士を取得している方がおるということで、私の知る範囲では今現在１名ということだと思うんですが。やっぱり、いろいろな仕事、いろいろな事業所、いろいろな商業施設に皆さんお勤めの中で、防災士の資格を持っている方はもっといるんじゃないかなと思うんですね。そういう中で、先ほどもおっしゃったように、もっともっと町民に対しての周知とか広報とか、知ってもらう手段をやっぱり考えていかないといけないなと。町のホームページとかですね、広報紙は当然ながら。いろんなあの、我々みたいにデジタル世界の人間だとあんまり分からないんですが、今の若い人たちいろいろなものを使って情報取っていますので、その辺について、広く周知できるような形を取っていただきたいなと思います。

それとあと、先ほど今年度の有資格者のことをお伺いしたんですが、やっぱり有資格者を目指すためのその辺など、具体的な対応策はございますか、伺います。

議長（石垣正博君）　答弁願います。総務課長。

総務課長（菅野直人君）　お答えいたします。

毎年４月の区長会の際に、できるだけ各地区に１名の防災士を置いていただくような形でお声がけをいただきたいというお話をしておりますけれども、実際にその時点では受講の期間がいつというのは発表されていないわけでございまして、今度の広報を使いまして、これから行われる、先ほど申しました10月と１月のこの期間にありますというところを改めて広報で、また議員さんがおっしゃったようなＬＩＮＥ等も使いながら、広くお知らせしたいと思っております。

議長（石垣正博君）　鈴木安則議員。

１番（鈴木安則君）　よく分かりました。

それでは、（３）各地区の自主防災組織体制について伺います。現在、本町22地区ございますが、22地区全てに自主防災組織として整っていますか、伺います。

議長（石垣正博君）　答弁願います。総務課長。

総務課長（菅野直人君）　全行政区、22地区にございます。

以上です。

議長（石垣正博君）　鈴木安則議員。

１番（鈴木安則君）　各地区の自主防災組織において防災訓練等を行っていると答弁にありましたが、町では大体詳細を把握しているのか、伺います。

議長（石垣正博君）　答弁願います。総務課長。

総務課長（菅野直人君）　お答えいたします。

報告書等を頂いているという形の把握はしておりませんので、全行政区がいつどのようにやっているかというところまでは把握しておりませんけれども、この前の一般質問の中でありましたけれども、防災訓練の際に消費期限の近い非常食のほうを試食していただくというような形で行政区のほうから申請をいただいているところもございます。それから、御要請があれば町のほうでも出席をしまして、必要な説明、資料配布等も行っているということを今年度行っております。

以上です。

議長（石垣正博君）　鈴木安則議員。

１番（鈴木安則君）　各地区の防災組織に対する活動のための助成とかというのはあるんでしょうか、伺います。

議長（石垣正博君）　答弁願います。総務課長。

総務課長（菅野直人君）　お答えいたします。

現在のところは、防災士の資格取得に対する補助だけがメニュー化されておりますけれども、行政区のほうでそういうような御要望があれば、補助金の要綱の中に加える形で必要な支援をできればと思っております。

以上です。

議長（石垣正博君）　鈴木安則議員。

１番（鈴木安則君）　本年度予算書の中に、自主防災組織機能強化補助金ということで49万5,000円載っているんですが、これはどういった内容ですか、伺います。

議長（石垣正博君）　答弁願います。総務課長。

総務課長（菅野直人君）　お答えいたします。

先ほどお話ししました防災士11名の取得のための補助金でございます。

議長（石垣正博君）　鈴木安則議員。

１番（鈴木安則君）　それで、町としての各地区の防災組織に対して、今後どのようなことを望んでいるかお聞きします。

議長（石垣正博君）　答弁願います。総務課長。

総務課長（菅野直人君）　お答えいたします。

先ほど防災士の際にお話しした内容と重なりますけれども、平時は町民の防災意識の向上のための防災訓練の実施、それから有事の際には町の行政が手の届かない、発災前であったり発災直後の時間の一時的な避難所の運営、それから住民の方の安否確認、その辺のところをお手伝いいただければと思っております。

以上です。

議長（石垣正博君）　鈴木安則議員。

１番（鈴木安則君）　よく分かりました。今後もひとつよろしくお願いしたいと思います。

それでは、大綱２のほうに移ります。

前川地区の基盤整備再編入について伺います。今までの経過として、ステップ１の60ヘクタールの地権者様の同意を得て、ステップ２の関係機関との協議に入っていると思いますが、その後の状況について、以下の点について伺います。

前川地区、300ヘクタールの権利者様の御意向の確認とありますが、意向確認によっては再編入できないこともあるのか、伺います。

議長（石垣正博君）　答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君）　お答えいたします。

こちらにつきまして、先月27日、28日、29日と３日間で４日程組みまして、300ヘクタールの権利者の皆様に御説明申し上げました。その中で、今回は60ヘクタールの皆様の御意向を伝えた上で、300ヘクタール、今採択されている300ヘクタールへ戻してよろしいかということで説明させていただきました。

この中で、県のほうから300ヘクタールの権利者皆様から御理解を得ていただきたい、御理解を得てほしいということがありますので、できる限り丁寧に説明しながらその御意向を取りますけれども、その割合とかによっては、300ヘクタールに対して60ヘクタールの編入が難しいとなる可能性があります。

以上でございます。

議長（石垣正博君）　鈴木安則議員。

１番（鈴木安則君）　27日、28日、29日で説明会をやった中で、その説明会の

中での感触はどんな感じか、客観的に感じたことを言っていただければいいかなと思います。

議長（石垣正博君）　答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君）　お答えいたします。

説明会に参加していただいた方々からも御質問いただいたり、そういった中で感触として感じたのは、おおむね御理解をいただいているのかなというふうな感触ではございました。

以上です。

議長（石垣正博君）　鈴木安則議員。

１番（鈴木安則君）　それで、先ほど編入できないこともあり得るということなんですが、編入できない場合はどういう形で整備をしていくのか、伺います。

議長（石垣正博君）　答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君）　お答えいたします。

まずは、この今採択されている300ヘクタールに60ヘクタールを、60ヘクタールの皆様が編入を御希望されていますので、まずは300ヘクタールの編入に向けて、町としては一番に動いていきたいと思います。

もし、これが再編入ができないとなれば、そこはもう一度地元の方々の御意向を確認しながらということになりますが、例えば畦畔を取るような事業とか、別な事業とか、大区画の事業とかもありますけれども、あくまでもそこはまず地元の方々と御相談しながらになるかと思っております。

以上です。

議長（石垣正博君）　鈴木安則議員。

１番（鈴木安則君）　例えば、もし賛同が満足するだけ得られなかったという場合に、いろいろ交渉していくということで、とにかくこの辺については町のほうで何とか再編入できるような粘りを見せてですね、県と交渉していただきたいなと思います。

ただ、最悪のことを考えた場合に、畦畔取るということは、多分それ条件整備事業だと思うんですが、ざっくり、条件整備事業になった場合に町の持ち出しというのはどのぐらいになるかというのは、概算出ますか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君）　お答えいたします。

先ほど申し上げましたが、まずは300ヘクタールに、60ヘクタールの皆

様の御意向もございますので、組み入れていく形で、300ヘクタールの権利者の皆様にも、県のほうにもお願いしていくつもりでおります。最大限そこは努力していくつもりでございます。

もしそれがかなわなかった場合に、議員さんおっしゃった条件整備事業等になった場合については、基本的には国のほうから定額の助成がございます。ただ、その助成をはみ出る部分の工事があった場合については、地元の負担が出てきます。その地元の負担に対して、町は今補助金という形で補助させていただいておりまして、そこはまず事業費としてはみ出るかはみ出ないかというところが、まずは一番になってきます。その中で町は上限を決めながら、地元負担があった場合は補助するという制度でございます。

以上です。

議長（石垣正博君）　鈴木安則議員。

１番（鈴木安則君）　まず、60ヘクタールを再編するということが、我々にとってもすごく希望している内容で、ちょっと想像すると、中粕川地区の公民館の前の道路から北側に２ヘクタール整備、最悪60町歩分が整備されないとなると、道路の南側が条件整備とか、現状の３反歩整備、という形となると、非常にあんばい悪いんですね。道路挟んで北は２町歩、南は３反歩とか、条件整備で畦畔取った後。これ、どうしてこうなったのなんて言われたら、私、説明できないですよね。ですから、何とか60町歩を編入に持って行きたいなというふうに感じております。

前々から担当課のほうからは資料を頂いて、いろいろ見さしていただいております。そういう中で、非常に大変な作業とは思います。県に対しての交渉、これについてはとにかく現在75名の60ヘクタールの地権者の同意をもういただいていますので、その方の気持ちを無駄にしないように、何とか頑張っていただきたいなということで、町長、よろしくお願いします。どうですか。最後に町長の一声、お願いします。

議長（石垣正博君）　答弁願います。町長。

町長（石川良彦君）　例えばの話で、再編入にできない場合ということの質問でございましたが、60ヘクタールの地権者の全ての皆さんが、基盤整備、圃場整備に再編入してほしいという希望を出していただきましたということで、それを最大限尊重しというか、それを実現すべく、最大限の努力を今しているところでございますし、今後、これまで説明会等を300ヘクタールの皆さんにもお示しというかお話ししましたが、そこで理解をいただいて、まずもって不利益にならない形、議員が心配している片

方と別の圃場整備のやり方ということは、今頭の中で考えてございません。360ヘクタール全てを圃場整備に組み入れた形で、県の農地整備事業に取り入れていくという最大限の努力をさせていただきますので、よろしくお願いします。

議長（石垣正博君）　鈴木安則議員。

１番（鈴木安則君）　今、町長のほうからお話ありました。今日の一般質問については非常に私にとっては収穫があったなと思います。

今後とも、防災道の駅及び基盤整備の再編入ということで、町長はじめ担当課の皆さんには大変御迷惑かと思いますが、ひとつよろしくお願いしたいなと思います。

これで終わります。

議長（石垣正博君）　これで鈴木安則議員の一般質問を終わります。

次に、２番赤間繁幸議員。

２番（赤間繁幸君）　通告順位11番、赤間繁幸でございます。通告内容に従いまして一般質問を行います。

大綱１でございます。本町の戦略人口について。

本町では、将来展望人口を2035年に7,000人、2045年に6,300人、2065年に5,400人と設定をするとともに、人口構造の若返りというものを目指しております。以下３点につきましては、そのために本町が掲げているものでございます。それぞれ伺っていきたいと思います。

まず、１番目でございます。2030年の合計特殊出生率1.6を目標としております。その達成に向けて、現在と今後の取組についてお伺いをいたします。

（２）でございます。10歳代後半から40歳代の就労の希望を実現できる雇用環境を創出していくということでございます。そのための現在と今後の取組についてお伺いをいたします。

（３）でございます。移住定住を促進するため、宅地開発やアパート整備、空き家等を活用していくとおっしゃっておりますので、その現在と今後の取組についてお伺いをいたします。

大綱２でございます。ふるさと納税について。

令和７年度の全国の実績、受入額で約１兆3,314億円、件数では約5,963万件でありました。これ、前年に対しまして伸びてはおりますが、過去のような高い伸び率とはなっていないようでございます。この制度に関しまして、本来の趣旨から外れました過度な返礼品競争や、あとはポータルサイトへの多額の手数料などが問題視をされてございます。以下に

ついてお伺いいたします。

本町の令和７年度の受入額と流出額をお伺いいたします。

（２）でございます。道の駅の商品を返礼品として、現地決済を行うことはできるのかをお伺いいたします。

議長（石垣正博君）　答弁願います。町長。

町長（石川良彦君）　赤間繁幸議員の大綱１つ目の、本町の戦略人口についてという御質問に答弁させていただきます。

（１）の合計特殊出生率1.6の目標達成につきましては、妊娠、出産、子育ての各段階において切れ目のない支援を進めているところでございます。

現在の取組といたしましては、今年４月に開設をいたしました妊娠期から子育て期までを一体的に支援するこども家庭センターを中心に、伴走型相談支援や産後ケア事業の実施、保育料の無償化、医療費助成の継続などにより、子育て環境の改善を図っております。

今後については、出生率向上に直結する施策をさらに強化してまいります。具体的には、結婚支援の拡充、出産・育児の経済負担軽減、子育てしやすい環境整備など、若い世代が安心して子供を産み育てられる環境づくりを進めてまいりたいと思います。

（２）の10歳代後半から40歳代の雇用環境の創出につきましては、本町の若年層の流出を抑え定住につなげるため、働きたい人が町内で働ける環境を整えることが不可欠と考えます。

現在の取組といたしましては、企業の誘致や人材確保に向けた黒川高等学校での産業説明会、ハローワークでの就労相談や職業紹介などを行っております。

今後は、より実効性の高い雇用環境の創出に向け、企業等連絡協議会の設立、新規企業の誘致、子育て世代が働きやすいよう保育環境と就労支援を連動させた取組などを進め、幅広い世代が本町で働き続けられる環境の整備に努めてまいりたいと思います。

（３）の宅地開発、アパート整備、空き家活用につきましては、移住定住の促進は出生率向上や若年層の就労環境整備と密接に関係をしております。人口構造の若返りに向けた重要な柱であるとの認識をしております。

現在の取組といたしましては、空き家バンクの運用、住宅取得支援制度の活用などを行い、町外からの移住希望者の受入れを進めてまいります。

今後は、宅地開発やアパート建設における民間事業者との連携強化、若年層向けの賃貸住宅の整備、空き家の利活用モデルの構築など、若い世代が住みたい、住み続けたいと思える住環境整備に努めてまいります。

次に、大綱２つ目のふるさと納税についての御質問に答弁をさせていただきます。

（１）の７年度の実績につきましては、一般のふるさと納税寄附金の受入れが1,668万5,000円で、大郷町民による他自治体への寄附額は1,230万5,600円であります。

（２）の道の駅での現地決済につきましては、利用者にとっては気軽にその場で寄附ができ、食事代や商品代などに使えるなどのメリットがありますが、事業者としては一部の商品のみがふるさと納税の地場産品基準に適合するため、決裁対応や清算管理が必要になることから、事業者の協力が不可欠となっておりますので、事業者との協議を今後検討いたしてまいりたいと思います。

議長（石垣正博君）　赤間繁幸議員。

２番（赤間繁幸君）　では、再質問をさせていただきたいと思います。

大綱１の（１）でございます。現在の取組として、今年４月からこども家庭センターを開設されて、それ以外にも保育料の無償化ですとか、医療費の助成をやっていらっしゃいますね。あとは、中学校までの学校給食費の無償化ですとか、各種支援金など様々な取組をやっていらっしゃると。本町は、割とそういった意味で先進的に子育て支援をやってきた町なんだと理解しております。

今回、目標として1.6の出生率を目指すということなんで、かなり高い数字なのかなと思っておりました。ただ、平成27年度の出生率が1.5ございました。29年度に0.76に下がりまして、31年度にまた1.21に上がったと。令和３年にまた0.77に下がったんですね。そして、翌年また1.18に上がりました。大体今１ぐらいの状況なのかなと。グラフにすると、結構山あり谷あり山あり谷ありという感じのような状況です。それに対しまして、国や県ですと27年度からの出生率の推移を見ますと、割と真っすぐな線で、ちょっと下がってきている線です。じゃあ何で本町は上がり下がりしたのかというのは、この辺の要因といいますか、そういった要因は把握していらっしゃるのか、お伺いします。

議長（石垣正博君）　答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉　昭君）　お答えいたします。

様々な要因はあるかと思いますが、一番はどうしても人口が少ないというところがございますので、１人産まれる１人減るといったことで、数字にぽんと敏感に反応してしまうということが第一要因になるかなと認識してございます。

議長（石垣正博君）　赤間繁幸議員。

２番（赤間繁幸君）　そうですね。人口が少ないことによって数字が大きく出て、率は大きく出てしまうということだと思います。

やっぱり、本当に様々な要因というのを把握するというのは、本当にこの問題に関してはすごく難しいと思っていますので、ただしっかりと考えていただくことによって、今後の効果の高い政策に反映することができると思いますので、その辺はやっていただければなと思っております。

それで、今後出生率を上げるために結婚支援の拡充をしていくということでございますが、その内容についてお伺いいたします。

議長（石垣正博君）　答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉　昭君）　婚活イベントであったりマッチングの支援、新生活支援事業など、そういった事業を活用していければなと考えてございます。特に、今ネットとかで見ますと結構出会いの場がマッチングとかそっちのほうが率がかなり上がっているという実情があるようでございますので、そちらのほうも検討してみたいなと考えてございます。

議長（石垣正博君）　赤間繁幸議員。

２番（赤間繁幸君）　ぜひ、本当マッチングの出会いの、おっしゃるとおり率が高くなっているということでございますので、その辺について支援をしていただければいいかなと思ってございます。

次に、出産・育児の経済負担を軽減していくということでございますので、何かお考えになっていることはあるのか、お伺いします。

議長（石垣正博君）　答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉　昭君）　出産費用の負担軽減、今年度から新たにスタートしました事業もございますが、３人目以降の支援の強化でありますとか、そういったところをちょっと強くしてまいりたいなと考えてございます。

議長（石垣正博君）　赤間繁幸議員。

２番（赤間繁幸君）　今、３人目以降を強化していくということで、やっぱりそこが出生率には、大分上げるためには効果が高いものだと言われてお

りますので、その辺はぜひ強化をしていただきたいなと思っております。ちなみにそれ、東京のほうでは第１子、２子、３子にかかわらず１人5,000円、児童手当以外でプラスしてやっているということで、それが本当の要因になっているかどうかは分かりませんけれども、前年は出生数が伸びている、数百人上がっているという状況にありますので、そういった意味で、負担金といいますか手当をさらにプラスしていくというような考えが町のほうに今あるのかどうか、お伺いします。

議長（石垣正博君）　答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉　昭君）　ほかのいろいろな、様々なデータを見てみますと、３人目以降に助成とかそういったところを増やしたところ、出生率が伸びたというような事例も多々あるように見受けるものがございます。本町といたしましても、そういったデータが本当に効果があるのであれば、当然そこのところの支援というところの強化は十分可能性はあるかなと考えてございます。

議長（石垣正博君）　赤間繁幸議員。

２番（赤間繁幸君）　そうですね。効果があるかどうかを、確かにこうやってやってみないと結果はなかなか出るものじゃないので、それというのはやっぱり各市町村、自治体によって環境とか違いますので、全部がここが成功したからいいですよ、こっちが失敗したから駄目ですよということじゃないと思うんですよ。だから本町でまずやってみることによって、その結果に対して今後どうやって変えていくかということも今後必要になってくるのかなと思いますので、それはやるやらないというのは、本当に財源の問題はあると思うんですが、そこをうまく捻出していただいて、ぜひやっていただきたいなと思います。やっぱり、限界費用というのは第３子以降は下がっていきますけれども、その辺の経済的負担というのは家庭には重くかかりますので、本当に子供をいっぱいという言い方はおかしいですけれども、子供を育てている多子家庭の経済的負担を緩和していくということは非常に大切なことであって、これは公平性の意味でも本当に必要になってくるものだと思いますので、ぜひ考えていただければなと思います。

　あと、出生率のことを考えると、やっぱりその保育政策というのが非常に出生率には影響してくるというようなことが言われていますので、現在町の保育政策に関しましてその自己評価、もしくは何か課題等があれば教えてください。

議長（石垣正博君）　答弁願います。町民課長。

町民課長（髙橋裕美子君）　お答えいたします。

評価というものを数字とかでは表したことはないんですけれども、先生方、現場の方々は、いろいろ努力して特色のある、英語教育を入れたりとか、あと外部講師を入れて保育事業をやったりとか、いろいろ特色のあるものをしております。さらに大郷町が選ばれる町となるように、保育のほうを充実していければと考えております。

以上です。

議長（石垣正博君）　赤間繁幸議員。

２番（赤間繁幸君）　今、英語教育ですとか特色のある外部講師を呼んでいただいて何かやっているということでございました。

保育所に預けることによって一番期待できるものというのは、やっぱり非認知能力の向上ということだと私は認識しております。できるだけ預けたほうがいいというようなことを思っているんですけれども、そうなったときに、働いていないといいますか、専業主婦もしくは夫の家庭のお子さんを保育所に預けることはできるのかどうかをお伺いします。

議長（石垣正博君）　答弁願います。町民課長。

町民課長（髙橋裕美子君）　お答えいたします。

こども園のほうには３つ形がありまして、例えば専業主婦でいらっしゃる家庭で育児ができる環境でありましても、３歳から５歳までの１号認定というような、いわゆる幼稚園型の保育ができますので、こども園の中で保育園と同じような形で３歳から５歳まで同じ教育を受けることが可能です。

以上です。

議長（石垣正博君）　赤間繁幸議員。

２番（赤間繁幸君）　そうですね、１号認定、３歳から５歳。ただ、その３号認定ということが受けるのは働いていらっしゃってゼロ歳児からという話になってくると思うんですけれども、その辺専業主婦の御家庭でも、ゼロ歳ということはまずないとは思いますが、１歳、２歳から預けることができないのかなというふうには思うんですよね。やっぱり、非認知能力を上げる意味でも、早くからそういった保育所に預けることがいいのかなという解釈をしているんですが、その辺について、ちょっと教育長、教えていただければと思うんですが、よろしいですか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。教育長。

教育長（関　一男君）　ゼロ歳児からということで、町民課長からお話あったように３号認定ということで、今こども園のほうでは受入れを行ってい

ると。ただ、国のほうでは、こども家庭庁のほうでは、誰でも通園制度ということで今推進しているというか、そういう制度があるんですけれども、これはあくまでも国のほうの取組ということで、実際には受け入れるほうの園の受入れ体制ができているかどうかという、そういうことがございます。恐らく今、本町にありますすくすくゆめの郷こども園においては、そこの受入れというところまでは行っていないだろうと思っています。ほかの、定員数なども含めて総合的に検討していかなきゃいけないところだと思いますので。あるいは、保育者の数ですとか、そういったところもございますので、今は恐らく誰でも通園という形は取ってはいないんではないかと思いますけれども。ただ、今現在ではこども園の中というか、子育て支援センターがございます。ここも、実際には３号認定で通園する子供たちではなくて、御家庭にいるお子さん方が保護者の方と一緒においでになって、一緒に遊ぶという機会もあります。実際にはこども園のほうの子供たちとの関わりも持ちながら、一緒に遊ばせるという、そういう場もあります。

それから、あとは、これは週に２日か３日だったかと思いますけれども、一時預かりということで、ほかの２号認定、３号認定のお子さん方と、３号認定ですね、ゼロから２歳までなので、そういった一緒に交流するというか、そういう場もありますので、いろいろそのあたりをうまく活用しながら、今議員さんがおっしゃったようなそういう非認知能力に関わるようなそういう保育に触れてもらえるという、そういう機会も活用してもらえるのではないかなと思います。

以上です。

議長（石垣正博君）　赤間繁幸議員。

２番（赤間繁幸君）　大変よく分かりました。誰でも通園制度という、今現在なかなか、今の町ではちょっとない、準備できていないという状況の中でも、一時預かりですとかそういったことにしっかりと取り組んでいらっしゃるということを理解いたしました。

ただ、やっぱり、先ほど親御さんと御一緒に来ているということだったんですけれども、やっぱり一緒じゃなくてですね、１歳児、２歳児を預けることによってその親御さんが、ある意味育児の負担を軽減できるんじゃないかと考えます。そういったことが、やはり出生率を上げることにもつながっていくんではないのかなと思いますので、その辺についてしっかりと検討していただければと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

次に、先ほどから割としっかりとした子育ての支援制度をやっていると認識していますという話をしました。その支援について、町内、町外に対してどのようにアピールしているのかについてお伺いします。

議長（石垣正博君）　答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉　昭君）　先ほどの答弁のように、本町はやっぱり子育て支援につきましてはかなり県内でも上のほうと感じております。どこに出しても恥ずかしくない施策を打っております。そちらの広報につきましては、考えられるもの全て、広報であったり、ＳＮＳなどを通してできる限りの発信を心がけておりますし、今後も広く発信できるように心がけてまいりたいと思います。

議長（石垣正博君）　赤間繁幸議員。

２番（赤間繁幸君）　今、考えられることを全てやっていますとおっしゃいました。ただ、基本的には町内、もしくはあとは町外の移住定住、子育ての方を呼び込むということを考えれば、そういった方々の目に触れるような発信の仕方が本当に大切になってくるんだと思います。ＳＮＳというのは、今やっぱり何でもかんでもＳＮＳだというふうになっていますけれども、例えば道の駅の２階にキッズコーナーつくりました、そこでこういった町の、あそこに町外の人が来て遊んでいくわけですけれども、町の子育て支援のアピールとかというのはやっていらっしゃるんでしょうか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉　昭君）　物産館の２階でのそういったアピールというのは特にはやっておりませんが、今、すまいるわんだーらんどなどで毎月２階のほうでやっています。そういったところには若い世代の方がかなり多く集まってくれていますので、今議員のからのアドバイスといいますか、そちらのとおり、そこのところをうまく利用して、広く、できれば町外に発信できるように心を配ってまいりたいと思います。

議長（石垣正博君）　ここで10分間休憩といたします。

午　前　１１時０１分　　休　憩

午　前　１１時１１分　　開　議

議長（石垣正博君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

赤間繁幸議員。

２番（赤間繁幸君）　休憩前に続きまして、再質問させていただきます。

月に１回のイベントでアピールしていくということだったんですが、常時触れる機会といいますか、何かポスターというか、そういったチラ

シを置くなりですとか、そういったことでもいいので、まずはそういったものを置いていくということで。あとは、そこだけの、イベントってそれだけじゃないと思うんですよ。例えば、この間やったかわまちづくり、ミズベで乾杯、そういったものもイベントです。町外の方がたくさんいらっしゃっている、そういったところでしっかりとアピールしていくということが大事ですね。あとは、この間青年部の後輩と話をしていたら、県庁に行って野菜を売ってきたんですと話していました。そういったイベントとかもあります。そこで後輩が言っていたんですけれども、たまたま副町長がいらっしゃったというんですよ。そうしたら、副町長が駆けつけてきて、一緒に手伝ってくれたんですと言ってすごい喜んでいました。ちょっと余談です。だから、そういったイベントでも、町でこういうふうにやっているというのをしっかりとアピールしていっていただきたいなと思いますので、その辺やっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉　昭君）　お答えいたします。

確かに、政策というのはいろいろこっちでやっているんだよと言っても全然それは意味をなさないかなと思います。それをいかに周りに発信して、それを知っていただくかで、そこで初めて効果が出るのかなと思いますので、いろいろな機会を通じましてそういった発信力の強化ですね、そういったものに努めてまいりたいなと思います。ほかの課とも協力しながら、まちづくりだけでなくて全庁一丸となって発信に力を入れてまいりたいと思います。

議長（石垣正博君）　赤間繁幸議員。

２番（赤間繁幸君）　ぜひですね、町一丸となって発信に力を入れていただければと思います。特に、やっぱり人と人が接することでの発信力が一番強いですので、その辺を最重要視するといいますか、その辺もしっかり考えていただければと思います。

では（２）に移ります。

現在の取組は、企業誘致、産業説明会、就労相談、職業紹介をしていて、今後は企業等連絡協議会の設立、新規企業の誘致、保育環境と就労支援を連動させた取組を行ってまいりますということでございました。

まず、企業等連絡協議会の設立、これは本当に期待しています。これはずっと、町長が議員時代から私たちにずっと言ってきたことです。そこでやっぱり地元の企業さんがしっかりと情報交換することによって

新しい企業誘致ですとか、あとは地元の事業を拡大することによって、雇用の場が増えていくこともあると思いますので、これについてはすごく期待しますので、ぜひ頑張っていただければと思います。

そうしますと、あと、現在の企業誘致と今後新規企業の誘致と書いてあるんですね。この違いは何なのか、教えてください。

議長（石垣正博君）　答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（高橋　優君）　お答えいたします。

現在の取組としての企業誘致、それから今後のというところでございます。現在のところはというところでございますが、民地あったり町有地であったりというところで、用地のほうですね、ある程度紹介できる用地があれば企業のほうに御紹介させていただきながら誘致のほうを進めているというような状況がございますが、昨年度から取り組んでおります産業用地、候補地の選定ですね、そういった形で、今後ある程度、町と民間の官民連携での共同での産業用地の確保といったところを、今後進めていければというところでの違いでございます。

以上でございます。

議長（石垣正博君）　赤間繁幸議員。

２番（赤間繁幸君）　ちょっと、あまり、すみません、理解できなかったところもあるんですが……、今までは用地があればそこに向けて企業誘致をしていくような、用地に対しての企業誘致活動をしていった。今後は、用地開発を含めて、そこに企業誘致をしていくということでよろしいんですか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（高橋　優君）　お答えいたします。

そのとおりでございます。

議長（石垣正博君）　赤間繁幸議員。

２番（赤間繁幸君）　分かりました。そういった企業誘致をしていくに当たりまして、ここには実用性の高い雇用環境の創出ができる企業とあるんですけれどもね。実用性の高い雇用環境の創出ができる企業ってどういうものなのか教えてください。すみません、実効性でした。

議長（石垣正博君）　答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（高橋　優君）　こちら、答弁にございますのは実効性の高い雇用環境の創出に向けというところでございますので、企業ということでの答弁ということではございません。

議長（石垣正博君）　赤間繁幸議員。

２番（赤間繁幸君）　大変失礼しました。そうなんですね、雇用確保、創出に向けということですよね、できるということではなかったということで。大変失礼しました。

そこで、今後どのような産業、あとは事業を行っている企業をターゲットとしていくのか。お考えがあればお伺いします。

議長（石垣正博君）　答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（高橋　優君）　お答えいたします。

こちらに関しては、特にこの業種の企業をというところで限定するものではございません。本町としましては、町の特性、地の利であったりとか、土地の価格であったりとか、いろいろな環境もございますが、その環境をＰＲしながら、それに合った企業様からのお話があった場合には、積極的に企業の誘致ということで図っていければと思ってございます。

以上でございます。

議長（石垣正博君）　赤間繁幸議員。

２番（赤間繁幸君）　特に絞らないということなんですが、やっぱり効果を高める意味でもターゲットは絞っていただいて、特に今、高市政権で成長戦略の17分野というのがあります、あれに該当する企業、事業者、産業といいますか、17あった中で、かなりうちの町に呼び込める分野というのは少ないんだと思うんですね。少ないというか、１つくらいしかないと私は思っているんですよ。やっぱりフードテックですよね。本町の地の利、条件等を考えれば野菜工場ですとか、あとは陸上養殖、そういった分野での事業者さんを誘致できれば、本当に新しい町の産業にもつながっていくと思いますので、そういったところをきちっと絞っていただいて、企業誘致活動というのをしていっていただければと思いますが、いかがでしょうか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（高橋　優君）　お答えいたします。

議員おっしゃられることも分かります。町に適したというところで、企業さんのほうでもそういう目で町のほうを見ているというところもあるかと思いますが、こちらで門戸を狭めてしまうとというところもあるかと思いますので、ある程度、今後というところでの方針も検討しながら、さらにそれ以外の部分での企業さんからのお問合せにも対応できるように、体制を整えたいと思います。

以上です。

議長（石垣正博君）　赤間繁幸議員。

２番（赤間繁幸君）　間口を狭くすることによってチャンスを減らしてしまうんじゃないかということだったと思うんですが、ただ、ある程度目指すものがないと、それについて達成に向けて一生懸命やっていくほうが、より効果が高いこともあると思いますので、ぜひ両立させてやっていただければなと思います。

次、（３）でございます。現在の取組は、空き家バンク、住宅取得支援制度の活用、今後は民間事業者との連携強化、若年層向け賃貸住宅整備、空き家利活用モデルの構築、若い世代が住みたい、住み続けたいと思える住環境整備に努めていくということでございました。

まず、民間事業者との連携強化、どのような点で連携を強化していくのか、お伺いします。

議長（石垣正博君）　答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉　昭君）　お答えいたします。

民間事業者の開発、建築を促すためには、事業リスクの軽減でありますとか、採算性の確保に向けた行政側のバックアップというものが絶対的に必要不可欠かなと考えております。他自治体の先行事例を参考にしながら、開発に係るインフラ整備、例えば道路とか上下水道などの整備ですね、そういったものに対する支援ができるか、そういった検討を進めていきたいなと思ってございます。

議長（石垣正博君）　赤間繁幸議員。

２番（赤間繁幸君）　そうだと思いますね。リスク軽減、採算性、そういったものをしっかりとできる限り支援をしていくということが必要になってくると思います。これは前回もおっしゃっていただいたのかなと思います。その辺について、しっかりと検討して、実行していっていただけるようにしていただければなと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

あと、若年層向けの賃貸住宅の整備ということなんですが、これ消防団の後輩と話ししていると、本町には一人暮らしができるアパートがないんだと。だから、出ていっちゃうんですよね、一人暮らしするためにということを話で聞いていました。今回、この整備をするということなんですけれども、その対象となる賃貸住宅というのはどこなのか、お伺いします。

議長（石垣正博君）　答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉　昭君）　まだ具体的な部分は全然決まっている部

分はございませんが、ほかの自治体でもやっていますが、例えば若い世代が町営住宅のようなところに住んで、一定期間、10年なり20年なり家賃のほうを支払っていただいた暁にはといいますか、そのときにはその物をいわゆる譲渡をして、その方の持ち物にするというような住宅の建設も、一つ必要かなという話でございます。

議長（石垣正博君）　赤間繁幸議員。

２番（赤間繁幸君）　そうですね、本当にそういった住宅というのは、本当に先進的にやっている自治体は早くから取り組んでいらっしゃる、しているんだと思います。北海道に行った視察でもそういったところを見てきまして、本当にすごいなというのは思っていますので、これはもう町長が一緒に行って、町長が紹介していただいた視察先でございますので、その辺は「これ、いいべ、いいべ」と町長おっしゃっていましたので、ぜひ早期に取り組んでいただきたいなと思いますが、町長どうでしょうか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。町長。

町長（石川良彦君）　ここは非常に、先ほど言った出生率というか、若者、子育て世帯、そこの支援というのをうちの町では他町村に負けないような政策はやっているんですが、そこの発信も必要ということも先ほどお伺いしました。そこの中で、効果的に実行していくために、今御指摘の住む場所が必要であります。そこの整備をしていく必要も感じております。そこの中でも、場所というか、恐らく中心部になると思うんですが、ある程度のこの辺かなというか、方向はしているんですが、実際実施計画となるとスケジュールあるいは費用的な問題もあり、あとは先ほども答弁させていただきましたが町単独での事業というのはなかなか難しい部分があるかと思うので、そこはハウスメーカー等の民間の力を借りて連携をしながら、そして住宅は、町は用地確保をして住宅については民間で整備をしていただくとか、あるいは宅地についても規模が大きくなるのであれば、そこについても民間事業者さんとの連携、ＰＰＰなりＰＦＩなりという方式とかいろいろな方法で、町の初期投資、負担の少ない形、さらには国の次世代交付金等の活用というか、いろいろな交付金やら補助メニュー等も活用可能な限り模索しながら、そういった活用して、効果的な将来につながる支援をしていければと思います。

　実際、先ほど雇用の話も出ましたが、町内の企業誘致の話もあります。町内の企業さんの多くが、今年に雇用というか求人をしたら、なかなか予定どおり集まらないというお話をお聞きをしております。そういった

ことに応える必要もあるかなとも思っておりますので。あとは議員御指摘のとおり、若い世代の方がちょっと実家から離れて生活する場合に、できれば、何か話を聞くと近場にいたいそうです、離れていくよりは実家に近いところにあって、都合のいいときは実家のお手伝いをもらってという考えの若い人たちが多いようでありますので、そういう人たちにも応えられるような内容の宅地の整備やら、あるいは住宅の整備やらをしていきたいと考えているところでございます。よろしくお願いします。

議長（石垣正博君）　赤間繁幸議員。

２番（赤間繁幸君）　ぜひ、今もう頭の中にあって、やっぱり実行していくまでには時間ですとか財源というのは本当にかかってくる問題ですので、それを実行すべく、ぜひやっていただきたいと思います。議員みんなで応援していますんで、その辺はしっかりやっていただければと思いますので、よろしくお願いします。

　あと、若い世代が住みたい、住み続けたいと思える住環境をつくっていくんだとおっしゃっていますが、その住環境というのはどういったものというのは、イメージありますか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉　昭君）　先ほど答弁いたしました若者向けの住宅でありますとか、あとやはりその住宅の周りの整備ですね、買い物ができる場所だとか、病院だとか、学習塾であるとか、やっぱり若者がここに住もうと思えるような環境、そちらのほうの整備と一体的に進めなければならないのかなと考えてございます。

議長（石垣正博君）　赤間繁幸議員。

２番（赤間繁幸君）　そうですね、買い物というともうあれですけれども、本当に買い物しやすいまちづくり、あと学校、学習というか教育の面で本当に子育てをしやすいまちづくりというのをしっかりとやっていただきたいなと思っております。

　本当にこの人口に関する問題、出生率、出生数とかそういったものでも上げるというのは本当に難しい、適齢期の方々の今の価値観ですとかものを考えれば本当に難しいことだと思います。ただ、そこで諦めたら、そこで終わりますんでね。しっかりと、本当に振り向いてもらえるといいますか、その適齢期の方々に対して本当の効果の高い政策というのを、今後展開していく必要があると思いますので、よろしくお願いします。

では、大綱２に移ります。

今回、ふるさと納税ということで、結構何かやっていまして、正直な話、寄附額を上げるの本当に大変だと思うんですよ。多くあるそのサイトの中であまたにある返礼品の中から、本町の物をそこから探し出していただくというか、選んでいただくというのは、本当に難しいことだと思うので、半分ちょっと諦めていたんですけれどもね。前回の佐々木議員の一般質問の中で、町の流出額幾らあんのやと、それに対する回答書を見たときに、これはまずいなと思いまして、なので今回また質問をさせていただくわけなんですが。（１）の答弁書を見まして、これもう「じぇじぇじぇ」ですよね、本当びっくりしました。ちょっと古かったですね、すみません。本当、びっくりしましたね、もうこれまずいなと思いました。その辺について町長の所感、もしあればお願いします。

議長（石垣正博君）　答弁願います。町長。

町長（石川良彦君）　まずいなと言われると、ちょっと何とも言いようないですけれども。とにかく、何とかしなければならないと思っております。これ、プラスマイナスの話じゃないんで、流出とかあれは、入ってくる金が多いか少ないかの問題じゃなくて総額的にだと思いますし、と同時に地場の産業振興にもつながることでもございます。さらに将来を考えれば、若い世代の人たちもそういったふるさと納税返礼品に魅力を感じて、ほかから大郷町に対して魅力を感じていただければ、それを仕事としてやっていただく、そういう雇用の創出というか産業の創出にもつながるとも考えておりますので、そこにやはりこれまでの、何もしないわけでないんですが、これから１つ、また２つというか、新たな方策、あるいは先進自治体の例を学びながら、やっぱりいろいろな方法、手段を考えていかなければならないと考えております。

単純に、百何億円のふるさと納税の寄附金がある自治体をうらやましがるということではなくて、取りあえずは3,000万円、5,000万円、１億円というか、そういったことを段階的に目指していければと思います。と同時に、町執行部のみならず町民の皆さんが、あるいはいろいろな企業さんもおりますし、大郷町にも物づくりの企業さんも結構ありますので、そういったもので返礼品に新たに活用できないかという御相談もこれまでしてきておりますが、なかなかそれは製品化というか、商品化になっていない部分もありますけれども、そういったものを町担当だけだけじゃなくて、皆さんがそれぞれの交際、付き合いもあると思います。あるいは、全国の全自治体の先進事例とか、皆さんもいろいろ吸収され

ていると思いますので、その辺遠慮なく町のほうにも提供いただければと思います。

まずもってうちの町は、前の質問でもあったんですが、何でもそろっている町ではございませんけれども、何か大郷にはこれはあるよねということをやっぱり見つけていかなければならないと思いますので、その辺の知恵も皆さんで、オール大郷じゃないですが、頑張って進めてまいりたいと思います。今後とも御支援のほうも併せてお願いしたいと思います。

議長（石垣正博君）　赤間繁幸議員。

２番（赤間繁幸君）　もう、まとめの話をしてもらったような感じでしたけれども、本当に町長おっしゃるとおりですね、この制度、別に、もちろん町の財源確保という意味では本当に第一のものだと思っています。そのほかに、おっしゃったとおり、町の産業、これから発展、推進していくという意味合いもあると思います。

やっぱり町全体の収入を上げることというのが、この制度の趣旨になってくるんだと思っています。そういった中で、最初にも言いましたけれども、なかなかすぐ金額を上げるということは難しいと思います。そこで、段階的に上げていく努力をするということの御回答だったと思うんですけれども。ただ、おっしゃったとおり事業者さんの収入を上げるですとかそういったことを考えたときに、町もそうなんですけれども、手数料ありますよね、サイト手数料、あとは送料、大体ざっくり22％ぐらいですかね、それを払わずにふるさと納税していただければ、その分町に対して還元できますよね、町全体に還元できますよねということで、（２）の質問だったんです。

今回、この（２）の質問、一番最後のところにありますけれども、ちょっとがっかりしたんです。「事業者さんとの協議を検討する」と書いているんですよね。私、「協議をし検討していく」だったら、ああ、なるほどなと思ったんですが、協議を検討する。これってどういうことなのかなと思ったんですけれども。その辺について、そのとおりだと言われればそのとおりなんですけれども、どうでしょうか。協議をし検討していくんじゃない、ちょっと間違ったのかどうか。その辺ちょっとお伺いします。

議長（石垣正博君）　答弁願います。財政課長。

財政課長（伊藤義継君）　お答えいたします。

現地決済について、物産館のほうで取り扱ったらどうかということに

なりますけれども、町長答弁にもございましたが、現地決裁を行うに当たっては、当然それを行う事業者さんに一定の負担がかかります。それについて、今後地域振興公社さんのほうで対応できるかどうかも含めた中で、まず町の中で検討させていただいた中で、本当にできるのかといったところを協議してまいりたいということでございます。

議長（石垣正博君）　赤間繁幸議員。

２番（赤間繁幸君）　確かに、公社のことを思ってこのような御回答だったと思います。ただ、この質問は道の駅の商品が現地決済できるかどうかということなんですが、それは可能なんですか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。財政課長。

財政課長（伊藤義継君）　お答えいたします。

公社さんのほうで体制が整うのであれば、現実的には可能でございます。

議長（石垣正博君）　赤間繁幸議員。

２番（赤間繁幸君）　その体制といいますか、その商品が現地決済できるかどうかということ、基本的にできるという方向だと思うんですね。公社に対応してもらうという考え方も一つなんですけれども、別にこれ、毎日毎日やらなくたっていいんですよ。その対象となる商品を集めて特設コーナーをつくって、イベントがあるとき、そのときだけ対応するということでもいいんですよ。そうすると、別に公社の人が対応しなくてもいいですよね。生産者の人が対応してもいいですよね。もしくは協力隊員の人が対応してもいいですよね。あとは職員の人は絶対不可欠になる、個人情報を扱ったりする可能性もあると思いますので。そういったことができれば、可能性というのは広がっていくんだろうなと思うんですよね。

だから、そういったことも、やっぱり事業者さんと協議しながら、どういったことができていくか話し合うことによって新しいことが、発想が出てくると思いますので、いろいろな人と協議していただければなと思いますので、お願いしたいなと思います。ちょっと、そうなってくると、そのとおりなんですよ、ぜひ協議していただきたい。

これ、7月に新潟県津南町にふるさと納税の視察研修に行ったんです。これ公式の場で話ししたわけじゃないんですが、帰り際に担当職員の方で話ししました。現地決裁ちょっと始めたんですという話だったんで、それどういう具合でやっているんですかなんて、歩きながら話ししたんですけれども、ちょっとまだ数字とかは出ていないんですという話なん

ですね。ただ、そこで私、うちの町には実は道の駅あるんですよねと言ったら、その職員の人は「マジすか、めちゃくちゃいいですね」という反応だったんですよ。ぜひ、その反応を欲しいなと。うちの町でもほしいなと思うんですよね。

なので、その辺どうやって上げていくかというのをですね、改めて検討していっていただきたいなと思いますので、どうぞよろしくお願いします。質問なく終わってしまいますけれども、どうでしょうか、しっかりと検討していっていただけますでしょうか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。町長。

町長（石川良彦君）　検討しますということなんですが、本当に内容を詰めた形で進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

２番（赤間繁幸君）　じゃあ、終わります。

議長（石垣正博君）　これで、赤間繁幸議員の一般質問を終わります。

日程第３　　諮問第１号　　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（石垣正博君）　日程第３、諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（石川良彦君）　議案書の３ページをお開き願いたいと思います。

諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者としたいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第６条第３項の規定により議会の意見を求める

記

住　　所　大郷町粕川字樋口１番地の12

氏　　名　三田村　道　雄

生年月日　昭和31年３月12日

令和８年９月３日　提出

大郷町長　　石　川　良　彦

よろしくお願いします。

議長（石垣正博君）　これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君）　ないようですので、これをもって質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、議会運営に関する基準第111により討

論は省略し、直ちに諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。本案はこれに異議なしと答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君）　異議なしと認めます。よって諮問第１号は異議なしと答申することに決定をいたしました。

日程第４　　同意第２号　　大郷町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

議長（石垣正博君）　日程第４、同意第２号　大郷町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案は、関　一男氏本人に関する人事案件でありますので、地方自治第117条の規定に基づき、除席の対象となります。関　一男氏の一次退席を求めます。

〔教育長（関　一男君）　　退場〕

議長（石垣正博君）　関　一男氏の退席を確認いたしました。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（石川良彦君）　同意第２号　大郷町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

下記の者を大郷町教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第４条第１項の規定により議会の同意を求める。

記

住　　所　黒川郡大郷町中村字遠多田15番地の14

氏　　名　関　　一　男

生年月日　昭和29年９月14日

令和８年９月３日　提出

大郷町長　　石　川　良　彦

経歴等につきましては、次ページ以降を御覧の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（石垣正博君）　これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君）　ないようですので、これをもって質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、議会運営に関する基準第111により討論は省略し、直ちに同意第２号　大郷町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案はこれに異議なしと決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君）　異議なしと認めます。よって同意第２号はこれに同意することに決定をいたしました。

教育長の自席に関わる同意第２号の審議及び採決が終了いたしましたので、教育長の議場への入場を許可いたします。

〔教育長（関　一男君）　　入場〕

議長（石垣正博君）　本日、本会議において同意を得られました関教育長より御挨拶をいただきたいと存じます。関教育長、登壇願います。

〔教育長（関　一男君）　　登壇〕

教育長（関　一男君）　議会の皆様の御同意をいただき、引き続き教育長としての任に就かせていただくことになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

昨年12月８日に就任して以来、大郷町の教育行政に携わるという責任の重さを感じつつ、これまで職務に専念してまいりました。

本町の学校教育におきましては、子供たちの基礎学力の定着という課題に向き合いつつ、大郷小学校、大郷中学校の教職員が協働して魅力ある学校づくりに取り組んでおります。児童生徒が教職員との信頼関係を築き、安心して学校生活を送る中で、一人一人が高い志を持ち、お互いに切磋琢磨しながらそれぞれの夢や希望に向かってたくましく生きる力を育んでいける、そうした学習環境づくりに今後も努めてまいりたいと存じます。

また、生涯学習という観点から、町民の皆様が生活に潤いと豊かな心を育んでいただけるような学習機会の構築、社会教育の一層の充実に努めてまいりたいと存じます。

皆様の御意見に真摯に耳を傾け、教育委員会の各課、各部署の連携を一層密にし、また関係機関との連携を図りながら、本町の学校教育、社会教育の充実・発展に努めてまいる所存でございます。

今後とも、議員の皆様の御理解、御鞭撻、そして御支援を賜りますようお願い申し上げ、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（石垣正博君）　以上で、関教育長の挨拶を終了いたします。

会議を再開いたします。

日程第５　　同意第３号　　大郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（石垣正博君）　日程第５、同意第３号　大郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（石川良彦君）　同意第３号　大郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を大郷町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第４条第２項の規定により議会の同意を求める。

記

住　　所　大郷町大松沢字中斎的場宅地７番地

氏　　名　髙　橋　秀　美

生年月日　昭和54年５月４日

令和８年９月３日　提出

大郷町長　　石　川　良　彦

次ページ以降の経歴書を御覧の上、よろしくお願い申し上げます。

議長（石垣正博君）　これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君）　ないようですので、これをもって質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、議会運営に関する基準第111により討論は省略し、直ちに同意第３号　大郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案はこれに異議なしと決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君）　異議なしと認めます。よって同意第３号はこれに同意することに決定をいたしました。

日程第６　　同意第４号　　固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議長（石垣正博君）　日程第６、同意第４号　大郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（石川良彦君）　同意第４号　大郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

下記のとおり大郷町固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第３項の規定により議会の同意を求める。

記

選任しようとする者　　別表のとおり

令和８年９月３日　提出

大郷町長　　石　川　良　彦

別表の、１番につきまして、

住　　所　大郷町山崎字上長坂７番地

氏　　名　熊　谷　正　伸

生年月日　昭和30年４月15日

次、２番目につきまして、

住　　所　大郷町粕川字鶴野45番地

氏　　名　熊　谷　　功

生年月日　昭和30年４月24日

なお、記載の内容、別表参考の上、よろしくお願い申し上げたいと思います。

議長（石垣正博君）　これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君）　ないようですので、これをもって質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、議会運営に関する基準第111により討論は省略し、直ちに同意第４号　大郷町固定資産評価審査委員会委員の選任つき同意を求めることについてを採決いたします。

本案はこれに異議なしと決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君）　異議なしと認めます。よって同意第４号はこれに同意することに決定をいたしました。

日程第７　　同意第５号　　大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（石垣正博君）　日程第７、同意第５号　大郷町農業委員会委員の任命に

つき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（石川良彦君）　同意第５号　大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記のとおり大郷町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第８条第１項の規定により議会の同意を求める。

記

任命しようとする者　　別表のとおり

令和８年９月３日　提出

大郷町長　　石　川　良　彦

住所、氏名、生年月日まで述べさせていただきます。

まず、１番として

住　　所　大郷町羽生字長根23番地

氏　　名　蜂　屋　文　雄

生年月日　昭和27年７月19日

次に、２番、

住　　所　大郷町不来内字泉田43番地の１

氏　　名　相　澤　清　美

生年月日　昭和59年５月16日

次に、３番、

住　　所　大郷町不来内字南一本松山75番地

氏　　名　仙　石　　正

生年月日　昭和29年10月９日

次に、４番、

住　　所　大郷町鶉崎字袋35番地の２

氏　　名　赤　間　勘　策

生年月日　昭和28年５月４日

次に、５番、

住　　所　大郷町土橋字細田127番地

氏　　名　森　合　芳　信

生年月日　昭和25年11月27日

次に、６番、

住　　所　大郷町粕川字李崎24番地

氏　　名　鎌　田　　勉

生年月日　昭和33年10月24日

次に、７番、

住　　所　大郷町粕川字田中32番地

氏　　名　鈴　木　　明

生年月日　昭和30年５月７日

次に、８番、

住　　所　大郷町粕川字新12番地

氏　　名　佐々木　定　義

生年月日　昭和25年５月３日

次に、９番、

住　　所　大郷町大松沢字中斎的場宅地12番地

氏　　名　髙　橋　佳　郁

生年月日　昭和63年２月５日

次に、10番、

住　　所　大郷町大松沢字柏木原宅地５番地の３

氏　　名　大和田　純　一

生年月日　昭和35年１月10日

次に、11番、

住　　所　大郷町大松沢字下町宅地29番地

氏　　名　武　内　和　子

生年月日　昭和47年12月11日

以上、詳細について経歴等を掲載しておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

令和８年９月３日提出、大郷町長。

別表詳細御覧の上、よろしくお願い申し上げたいと思います。

議長（石垣正博君）　これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君）　ないようですので、これをもって質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、議会運営に関する基準第111により討論は省略し、直ちに同意第５号　大郷町農業委員会委員の任命つき同意を求めることについてを採決いたします。

本案はこれに異議なしと決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君）　異議なしと認めます。よって同意第５号はこれに同意す

ることに決定をいたしました。

それでは、ここで昼食のため休憩といたします。

午　後　０時００分　　休　憩

午　後　１時１５分　　開　議

議長（石垣正博君）　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第８　議案第３８号　大郷町企業立地促進条例及び大郷町企業立地促進特別奨励金条例の一部改正について

日程第９　議案第３９号　令和８年度大郷町一般会計補正予算(第５号)

日程第１０　議案第４０号　令和８年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

日程第１１　議案第４１号　令和８年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第１号）

日程第１２　議案第４２号　令和８年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

日程第１３　議案第４３号　令和８年度大郷町水道事業会計補正予算（第１号）

日程第１４　議案第４４号　令和８年度大郷町下水道事業会計補正予算（第１号）

議長（石垣正博君）　日程第８、議案第38号　大郷町企業立地促進条例及び大郷町企業立地促進特別奨励金条例の一部改正について、日程第９、議案第39号　令和８年度大郷町一般会計補正予算（第５号)、日程第10、議案第40号　令和８年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第２号)、日程第11、議案第41号　令和８年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第１号)、日程第12、議案第42号　令和８年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号)、日程第13、議案第43号　令和８年度大郷町水道事業会計補正予算（第１号)、日程第14、議案第44号　令和８年度大郷町下水道事業会計補正予算（第１号）を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、議案第38号について説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長（高橋　優君）　それでは議案第38号につきまして御説明申し上げます。

議案書31ページをお開きください。

議案第38号　大郷町企業立地促進条例及び大郷町企業立地促進特別奨励金条例の一部改正について

大郷町企業立地促進条例（平成８年大郷町条例第13号）及び大郷町企業立地促進特別奨励金条例（平成20年大郷町条例第32号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和８年９月３日　提出

大郷町長　　石　川　良　彦

まず、提案理由を御説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、本町への企業誘致に係る主要支援である２つの条例につきまして、本町への企業立地を促進するため、進出拡張意向のある企業にとってより活用しやすくなるよう要件を見直し、日本標準産業分類に掲げる産業の中から交付対象業種を幅広く規定するよう条例の一部を改正するものでございます。

次ページをお開きください。

大郷町企業立地促進条例及び大郷町企業立地促進特別奨励金条例、それぞれ第２条第１号を次のように改めるものです。

両条例の第２条第１号の規定する対象産業分類等は同じ内容となっております。

第２条第１号、奨励金の交付対象となる事業所または事業所等の定義につきまして統計法（平成19年法律第53号）第２条第９項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる産業のうち、次に掲げるものとする。

ただし、次に掲げる規定にかかわらず、当該産業が公序良俗に反すると認める場合は、この限りでない。

ア　大分類Ｅの製造業

イ　大分類Ｇの情報通信業（小分類371　固定電気通信業及び小分類392情報処理・提供サービス業を除く）

ウ　大分類Ｈの運輸業、郵便業の中分類44道路貨物運送業、中分類47倉庫業及び中分類48運輸に附帯するサービス業（小分類484こん包業に限る。）

エ　大分類Ｌの学術研究、専門・技術サービス業の中分類71学術・開発研究機関

オ　大分類Ｒのサービス業（他に分類されないもの）の中分類88廃棄物処理業

カ　その他前条に規定する目的達成のため町長が必要と認めるもの

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第38号につきまして提案理由の説明といたします。

ただいま御説明いたしました議案第38号につきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石垣正博君）　以上で、議案第38号について説明を終わります。

次に、議案第39号について説明を求めます。財政課長。

財政課長（伊藤義継君）　それでは、議案第39号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書の２ページをお開き願います。

議案第39号　令和８年度大郷町一般会計補正予算（第５号）

令和８年度大郷町の一般会計補正予算（第５号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２億9,249万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億9,304万3,000円とする。

第２項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第２表　債務負担行為補正」による。

令和８年９月３日　提出

大郷町長　石　川　良　彦

初めに、今回の一般会計補正予算につきましては第５号となっておりますが、これはさきに熊本地震に対する職員派遣関係費用を第４号補正予算として専決したことから、第５号補正予算となっているものでございます。

専決した第４号補正予算は、定例会中に追加提案させていただく予定でございます。

それでは、今回の補正予算の概要について御説明いたします。

歳出においては、災害関係では７月24日からの大雨被害による災害復旧費の計上、人件費では４月の人事異動に伴う調整のほか来年１月の定期昇給の見込み反映、退職者や育児休業者の調整、人員不足を補う会計年度任用職員の増員分の計上でございます。

そのほか、各施設の維持管理に必要な修繕費や工事費、電算関係の各

システム改修委託費や備品購入、７年度決算に伴う国や県などへの補助金や交付金、負担金の返還金、地区要望に基づく環境整備費用、５月に発生した庁舎内の盗難事件を受けた警備保障業務や備品購入、冬季に向けての除融雪業務委託やファンヒーターの備品購入、家族介護用品支給事業の内容改正に伴う委託費などを計上しております。

歳入におきましては、７年度決算に伴う繰越金や国保、後期高齢者医療、介護の各特別会計からの繰入金のほか、国県補助等の特定財源を計上し、基金繰入れでは公共施設整備基金を充当し、今回は交付税の財源留保分で財源調整を行っております。

続きまして、３ページをお開き願います。

第１表　歳入歳出予算補正により款項ごとに内容を御説明させていただきます。

まず歳入です。

第10款地方交付税第１項地方交付税１億8,987万7,000円の増額補正でございます。

今回の補正予算では財政調整基金残高が８年度末で約５億8,000万円の見込みであることも考慮し、交付税の財源留保分で調整を行っております。なお、今回の補正後の交付税の財源留保は約４億円となります。

第12款分担金及び負担金第１項負担金60万円の増額補正です。

やむを得ない事由により養護老人ホームやグループホームなどの施設に入所する方の保護措置に対する自己負担分で、対象が当初の３人から２人増え５人になったことによる増額でございます。

第14款国庫支出金第１項国庫負担金５万4,000円の増額補正です。

７年度の児童手当交付金と、介護保険低所得者保険料軽減負担金の精算に伴う追加交付分の増額でございます。

第２項国庫補助金129万1,000円の増額補正です。

町の地域公共交通協議会補助金の財源となる国の補助金について、交付希望団体が多かったため補助額が調整されたことによる減額がございますが、危険ブロック塀の除去事業等の社会資本整備総合交付金、住基システムの標準化事業に伴う補助金の増などによる増額補正でございます。

第３項委託金462万円の減額補正です。

国民年金制度改正に伴うシステム改修費の見直しによる交付金の減額となっております。

第15款県支出金第１項県負担金２万7,000円の増額補正です。

国庫負担金にもありました７年度の介護保険低所得者保険料軽減負担金の精算に伴う追加交付分の増額です。

第２項県補助金79万4,000円の増額補正です。

ブロック塀除去事業補助金や、国庫では減額となった地域公共交通協議会に係る補助金の増のほか、新規として中学校の文化部活動支援を目的としました指導員配置のための文化芸術振興費補助金の増などによる増額でございます。

第３項委託金１万8,000円の増額補正です。

統計業務や人権啓発活動に対する委託金の増額です。

第16款財産収入第１項財産運用収入688万9,000円の増額補正です。

財政調整基金や庁舎建設基金など各種基金の定期利率上昇や、債券購入に伴う基金利子の増でございます。

第18款繰入金第１項基金繰入金4,710万円の増額補正です。

今回の補正予算に計上しております工事費などの財源として、公共施設整備基金を充当するための増額でございます。

第２項特別会計繰入金828万6,000円の増額補正です。

国保、後期高齢者医療、介護の各特別会計からの７年度決算に伴う繰入金です。

第19款繰越金第１項繰越金4,287万6,000円の増額補正です。

７年度決算に基づく繰越金の増額となります。７年度決算では、歳入歳出差引額が４億7,869万2,000円となり、繰越し財源を引いた残り4,278万6,000円のうち２億5,000万円を財政調整基金に、１億円を減債基金に積み立て、残り8,278万6,000円を繰越金とすることから当初予算との差額4,287万6,000円を増額補正するものでございます。

決算に伴う基金積立てにより､財政調整基金残高は約５億8,000万円となり、減債基金残高は約６億9,000万円となります。

第20款諸収入第５項雑入70万円の減額補正です。

町民課の狂犬病予防注射料を実績に伴い減額するほか、保健福祉課の家族介護用品自己負担について補助額増額の制度改正とともに、12月分からの自己負担をゼロとすることによる減額が主なものです。

歳入補正額合計２億9,249万2,000円の増額でございます。

続いて４ページを御覧ください。

歳出でございます。

第１款議会費第１項議会費19万6,000円の増額補正です。

４月の人事異動に伴う人件費の調整によるものです。

第２款総務費第１項総務管理費3,591万6,000円の増額補正です。

育児休業等による人員不足を補うための会計年度任用職員の報酬等や、人事異動に伴う人件費の調整、職員採用試験で新たに働き方の癖や集中力、精神の安定度をはかるクレペリン検査を行うための委託料、法改正に伴うカスタマーハラスメント対策のための職員研修委託料、平成26年に購入した町長車について現在のクラウンから利便性向上や他自治体の状況などを検討しトヨタのボクシーを更新購入するための各経費、役場庁舎３階の電波が不安定な場所の無線ＬＡＮを構築するためのネットワーク設定業務委託費、国民年金や医療費助成の各住民情報システム改修業務委託費、システム標準化に伴う子育て・児童手当システム構築のためのガバメントクラウド導入業務委託費、情報セキュリティー対策として個人情報保護などのためクラウド活用を拡大し不正アクセスや情報漏えいを未然に防ぐためのソフトウエア使用料、情報系の管理サーバーが耐用年数を迎え更新するための機械器具購入費、金融機関の定期利率上昇に伴う各種基金の積立利子、５月の庁舎内の盗難事件を受け庁舎内の警備体制強化のため、新たに感知センサーを設置するための警備保障業務委託費及び町長室・副町長室に設置するキャビネット購入費、冬季に向けた庁舎内環境整備のためファンヒーターを購入するための庁用備品購入費、川内地区の町有地において落ち葉などにより住民生活に影響が出ていることから、樹木等を伐採するための草刈り除草等業務費、大松沢上町地区において水路が民地に入り込み大雨時等に被害が出ていることから、水路設計と測量分筆を実施するための土地境界確定測量等業務費、防災訓練や消防演習等で使用するワイヤレスメガホン更新のための庁用備品購入費、住民バスのスタッドレスタイヤ購入のための消耗品費や故障対応の修繕料などの計上による増でございます。

第２項徴税費164万2,000円の減額補正です。

人件費の調整によるものです。

第３項戸籍住民基本台帳費839万1,000円の減額補正です。

人件費の調整のほか、戸籍システム標準化・共通化業務委託費について繰越明許予算と重複計上したことによる減額や、通知カード・個人番号カード裏面プリンター賃借料について契約に伴い予算積算誤りが確認されたことによる減額が主なものでございます。

第４項選挙費22万6,000円の増額補正です。

選挙管理委員会の開催回数増に伴う関係経費の増です。

第５項統計調査費3,000円の増額補正です。

歳入の統計調査員確保対策事業委託金の交付決定に伴う消耗品費の調整による増額でございます。

第３款民生費第１項社会福祉費1,053万7,000円の増額補正です。

後期高齢者医療特別会計への繰出金や、国民年金制度改正システム改修業務委託費の予算組替えによる減額がございますが、人件費の調整のほか、やむを得ない事由により施設入所する方が増えたことに伴う保護措置費、家族介護用品事業の補助額を3,000円から6,000円に増額するための高齢者在宅福祉事業委託費、障害者自立支援費の国や県の負担金の７年度精算に伴う返還金などの計上による増でございます。

第２項児童福祉費4,490万4,000円の増額補正です。

児童手当や障害児福祉費、児童保育費、子ども・子育て支援費の国や県の負担金などの７年度精算に伴う返還金などの計上による増でございます。

第４款衛生費第１項保健衛生費165万4,000円の増額補正です。

狂犬病予防注射業務の実績に伴う減額がございますが、人件費の調整のほか、国や県、後期高齢者医療広域連合への６年度、７年度精算に伴う負担金や委託料の返還金、申請実績増に伴う医療用ウィッグ購入費助成金、検診実績増に伴う前立腺がん検診委託料などの検診の諸経費の計上による増でございます。

第３項清掃費105万4,000円の増額補正です。

世界情勢に伴い、ごみ袋の原料単価が高騰したことによる消耗品費の計上による増でございます。

第４項上水道費72万2,000円の増額補正です。

新たに公営企業繰出基準に基づく上水道の高料金対策補助金を計上しております。

第５款農林水産業費第１項農業費1,108万5,000円の増額補正です。

人件費の調整のほか、熊出没件数増に対して注意喚起するための立て看版を購入するための消耗品費、縁の郷の経費について当初予算においては指定管理を見据え６か月分の予算計上だったことによる後期分の施設管理経費などの計上による増でございます。

第６款商工費第１項商工費323万5,000円の増額補正です。

人件費の調整のほか郷郷ランドで冬季に実施いたしますイルミネーションの更新購入のための消耗品費の計上による増でございます。

第７款土木費第１項土木管理費720万2,000円の増額補正です。

人件費の調整による増額です。

第２項道路橋梁費8,732万9,000円の増額補正です。

舗装状況を調査し長寿命化計画を策定するための基礎調査業務委託費のほか、冬期に向けた除融雪業務費、年度後期分の町道緊急維持工事や交通安全施設修繕工事費、町道羽生的場線と安戸本線の側溝整備工事費などの計上による増でございます。

第３項河川費1,210万円の増額補正です。

実成川の緊急浚渫事業測量設計業務費と、西光寺川の護岸整備工事費の計上による増でございます。

第４項住宅費351万5,000円の増額補正です。

町営住宅の入退去に伴うクリーニング業務委託費と希望の丘団地集会所の外壁と屋根塗装の修繕工事費の計上による増でございます。

次のページでございます。

第５項都市計画費138万6,000円の増額補正です。

申請実績増に伴う危険ブロック塀除去事業補助金のほか、地域おこし協力隊の活動に伴う消耗品費、補助金などの計上による増でございます。

第８款消防費第１項消防費1,024万6,000円の増額補正です。

消防団からの要望による活動用Ｔシャツを購入するための消耗品費のほか、貝殻塚と鶉崎地区の防火水槽撤去工事費、川内地区に設置する消火栓の設置負担金の計上による増でございます。

第９款教育費第１項教育総務費858万円の増額補正です。

人件費の調整のほか、中学校の吹奏楽部指導に対する部活動指導員への報酬や費用弁償、スクールバスのバス停除雪業務費などの計上による増でございます。

第２項小学校費1,066万6,000円の増額補正です。

蛍光管の生産廃止を見据えた消耗品購入費のほか、９年度の屋内運動場照明のＬＥＤ化工事に向けた設計業務関連経費、西側校舎屋上の防水修繕工事、エレベーター修繕工事、放送設備更新の各種工事費などの計上による増です。

第３項中学校費571万4,000円の増額補正です。

小学校同様に蛍光管の生産廃止を見据えた消耗品購入費のほか、校舎や体育館の施設修繕費、現在使われていないテニスコート、来客や生徒送迎待機用の駐車場として利用するためにバックネット裏の通路を拡幅するための工事、校舎北西部のフェンスを修繕する工事の環境整備工事費、校庭を掘り起こしながらならすグラウンドならし機購入のための

機械器具購入費などの計上による増でございます。

第４項社会教育費983万2,000円の増額補正です。

人件費の調整のほか、全国青年大会の合唱に出場する青年団員への全国青年大会選手派遣助成、町野球場外周にある樹木の一部に倒木の危険性があることから倒木前に伐採するための樹木伐採業務費、文化会館やフラップ大郷21、海洋センターの音響マイクやホワイトボード、椅子用台車の備品を購入する機械器具購入費や施設備品購入費などの計上による増でございます。

第５項保健体育費71万7,000円の増額補正です。

人件費の調整のほか、公用車のスタッドレスタイヤを購入するための消耗品費、給食センターの空調機能維持のためのエアコン室内機洗浄業務費、給食センター調理員が衣類乾燥に使用している乾燥機が経年劣化により機能低下が見られるため更新購入するための機械器具購入費などの計上による増でございます。

第10款災害復旧費第１項公共土木施設災害復旧費690万円の増額補正です。

第10款各項においては、７月24日からの大雨被害による災害復旧関連経費を計上しております。公共土木施設については、災害復旧事務に要する時間外勤務手当のほか、コピー代などの消耗品費、滑川と実成川の応急工事費を計上しております。

第２項農林水産施設災害復旧費340万円の増額補正です。

川内地区の農業水路の応急工事費と、農地災害復旧を行う土地所有者に対し事業費を補助する農地災害復旧事業費補助金を計上しております。

第３項公共施設災害復旧費2,550万円の増額補正です。

大松沢の真観寺ため池に係る測量設計と復旧工事費を計上しております。

第11款公債費第１項公債費９万4,000円の減額補正です。

元利均等償還の公債費の利率見直しがあったことや、７年度の借入れ確定による減額でございます。

歳出補正額合計２億9,249万2,000円の増額です。

以上、補正前の予算額58億55万1,000円に歳入歳出とも２億9,249万2,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ60億9,304万3,000円とするものです。

続きまして、６ページの、第２表　債務負担行為について御説明いた

します。追加１件と変更１件です。

初めに追加です。

事項１、クラウドセキュリティサービス使用料。設定期間は令和８年度から令和13年度まで。限度額は940万5,000円です。情報セキュリティー対策として、個人情報保護などのためクラウド活用を拡大し、不正アクセスや情報漏えいを未然に防ぐためのソフトウエア使用料になるものでございます。

次に、変更です。

事項１、通知カード・個人番号カード裏面プリンター賃貸借。設定期間は令和８年度から令和12年度までで変更はございません。限度額について550万円から93万2,000円に変更するものです。契約実績に伴う変更になりますが、当初設定時において単年額と５年総額の認識に誤りがあったことから減額するものでございます。

以上で、議案第39号の提案理由の説明を終わります。

次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石垣正博君）　以上で、議案第39号について説明を終わります。

次に、議案第40号及び議案第42号について説明を求めます。町民課長。

町民課長（髙橋裕美子君）　それでは、議案第40号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の37ページを御覧ください。

議案第40号　令和８年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

令和８年度大郷町の国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,710万9,000円とする。

第２項　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年９月３日　提出

大郷町長　　石　川　良　彦

今回の補正は、歳入では前年度の決算に伴う繰越金と、システム改修

等に係る補助金でございます。また、財源を基金繰入れで調整したものでございます。歳出では、歳入と同様に前年度の決算に伴う一般会計への繰り出しや、子ども・子育て支援金制度の施行に伴うシステム改修と、周知に係るものが主なものでございます。

次のページを御覧ください。

第１表　歳入歳出予算補正、まず歳入でございます。

第５款繰入金第２項基金繰入金2,077万1,000円の減額です。

前年度からの繰越金及び国庫支出金増額となり、歳入が増えたため減額するものでございます。

第６款繰越金第１項繰越金1,342万8,000円の増額です。

前年度の決算に伴う繰越金でございます。

第８款国庫支出金第１項国庫補助金885万円の増額です。

子ども・子育て支援金制度の施行に伴うシステム改修と、制度周知に対する補助金でございます。

以上、歳入合計150万7,000円の増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

第１款総務費第１項総務管理費５万円の増額です。

子ども・子育て支援金制度周知パンフレット作成の費用でございます。

第６款諸支出金第１項償還金及び還付加算金29万3,000円の増額です。

保険税の還付金等でございます。

第２項繰出金116万4,000円の増額です。

前年度精算に伴う一般会計への繰出金でございます。

以上、歳出合計150万7,000円の増額補正でございます。

補正前の予算額10億2,560万2,000円に歳入歳出それぞれ150万7,000円を増額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ10億2,710万9,000円とするものでございます。

以上で、議案第40号の説明を終わります。

続きまして、議案第42号につきまして提案の理由を御説明申し上げます。

補正予算書の53ページを御覧ください。

議案第42号　令和８年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

令和８年度大郷町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億3,143万8,000円とする。

第２項　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年９月３日　提出

大郷町長　　石　川　良　彦

今回の補正は、歳入では、前年度の決算に伴う繰越金、システム改修等に係る補助金及び一般会計繰入金の調整でございます。歳出では、歳入と同様に前年度の決算に伴う一般会計への繰り出しや、子ども・子育て支援金制度の施行に伴うシステム改修と周知に係るものが主なものでございます。

次のページを御覧ください。

第１表　歳入歳出予算補正、まず歳入でございます。

第３款繰入金第１項一般会計繰入金162万1,000円の減額でございます。

前年度からの繰越金及び国庫支出金が増額となり、歳入が増えたため減額するものでございます。

第４款繰越金第１項繰越金51万9,000円の増額です。

前年度の決算に伴う繰越金でございます。

第６款国庫支出金第１項国庫補助金170万円の増額です。

国保会計と同様に、子ども・子育て支援金制度の施行に伴うシステム改修等に係る補助金です。

以上、歳入合計59万8,000円の増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

第１款総務費第１項総務管理費５万円の増額です。

子ども･子育て支援金制度周知用パンフレット作成費用でございます。

第３款諸支出金第１項償還金及び還付加算金5,000円の増額です。

令和７年度の子ども・子育て支援金システム改修費の精算に伴う返還金でございます。

第２項繰出金54万3,000円の増額です。

前年度精算に伴う一般会計への繰出金でございます。

以上、歳出合計59万8,000円の増額補正でございます。

補正前の予算額１億3,084万円に歳入歳出それぞれ59万8,000円を追加

し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ１億3,143万8,000円とするものでございます。

以上で、議案第42号の説明を終わります。

ただいま御説明いたしました議案第40号　令和８年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）、議案第42号　令和８年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）につきまして、それぞれ事項別明細書を御覧いただき、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石垣正博君）　以上で、議案第40号及び議案第42号について説明を終わります。

次に、議案第41号について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（小野純一君）　それでは、議案第41号につきまして提案理由を御説明いたします。

各種会計補正予算説明書の44ページを御覧願います。

議案第41号　令和８年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第１号）

令和８年度大郷町の介護保険特別会計補正予算（第１号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,882万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億7,405万6,000円とする。

第２項　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年９月３日　提出

大郷町長　　石　川　良　彦

今回の補正予算は、歳入におきましては令和７年度事業の精算に伴う交付金や県負担金の調整のほか、基金繰入金による財源調整を図ったものとなります。歳出におきましては、令和７年度の支払基金交付金や国県支出金の精算に伴う返還金や、同じく令和７年度精算に伴う一般会計繰出金が主なものになります。

なお、７月末現在の第１号被保険者65歳以上は2,968人で、総人口に占める割合は41.1％です。同じく第１号被保険者に係る要介護等の認定者数は612人で、第１号被保険者に占める割合は20.6％、総人口に占める割合は8.5％となっております。

それでは、45ページを御覧願います。

第１表　歳入歳出予算補正について、款項ごとに御説明いたします。

まず歳入ですが、第３款支払基金交付金第１項支払基金交付金の補正金額は12万6,000円の増額で、対象事業費の27％が交付されるものであり、介護予防ケアマネジメント事業費の増と、令和７年度交付金の精算に伴う追加交付分の計上によるものです。

次に、第６款財産収入第１項財産運用収入の補正金額は11万8,000円の増額で、介護給付費準備基金利子の計上となります。

次に、第７款繰入金第１項一般会計繰入金の補正金額は12万1,000円の増額で、対象事業費の50％の繰入れと、令和７年度の精算に伴う追加によるものです。

次に、第２項基金繰入金の補正金額は1,845万7,000円の増額で、介護給付費準備基金により財源調整を行うものです。

歳入補正額合計は1,882万2,000円の増額です。

続きまして、歳出について御説明いたします。

第１款総務費第１項総務管理費の補正金額は８万8,000円の増額で、介護保険指定機関等管理システム改修に伴う委託料の増額となります。

第３項介護認定審査会費の補正金額は６万円の減額で、介護認定調査員の報酬等の調整によるものです。

次に、第４款基金積立金第１項基金積立金の補正金額は11万8,000円の増額で、介護給付費準備基金の利子となります。

次に、第６款諸支出金第１項償還金及び還付加算金の補正金額は1,209万4,000円の増額で、第１号被保険者保険料の還付金、令和７年度の支払基金交付金や、国県支出金の精算に伴う返還金になります。

第１号被保険者還付金29万円は、死亡等で資格喪失した方が見込みより多かったための増額、返還金の内訳は国庫支出金が433万1,000円、県支出金が218万8,000円、支払基金交付金が528万5,000円になります。

国庫支出金等の返還が多額となる理由は、当初の交付決定後は減額の変更交付申請受付が行われないものです。

次に、第７款繰出金第１項繰出金の補正金額は658万2,000円の増額で、令和７年度会計の精算に伴う一般会計への繰出金となります。

歳出補正額合計は1,882万2,000円の増額です。

以上、補正前の予算額13億5,523万4,000円に、歳入歳出とも1,882万2,000円を増額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ13億7,405万6,000円とするものです。

介護保険特別会計補正予算についての説明は以上となります。

次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（石垣正博君）　以上で、議案第41号ついて説明を終わります。

次に、議案第43号及び議案第44号について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（赤間良悦君）　それでは、議案第43号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

60ページをお開き願います。

今回の補正についてですが、収益的な部分につきましては、高料金対策の対象となったことに伴う収入の増、水道施設の除雪、配水地不断水清掃業務等に伴う支出の増、人事異動に伴う人件費等の調整による支出の減。資本的な部分では、川内地区消火栓設置工事に係る他会計負担金の増、国庫支出金交付額に係る収入の調整による減、配水管布設替設計業務による支出の増が主なものでございます。

それでは御説明いたします。

議案第43号　令和８年度大郷町水道事業会計補正予算（第１号）

（総則）

第１条　令和８年度大郷町水道事業会計の補正予算（第１号）は次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第２条　令和８年度大郷町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第１款水道事業収益を72万1,000円増額補正し、２億6,845万3,000円とするものです。

第２項営業外収益、同額は、高料金対策の対象となるため、公営企業繰出基準に基づき補助金額を予算計上するものでございます。

支出でございます。

第１款水道事業費用を29万4,000円減額補正し、２億8,751万円とするものです。

第１項営業費用14万8,000円は、水道施設除雪業務、配水地不断水清掃業務等の計上による増額、人事異動に伴う人件費の調整による減額が主なものとなっております。

第２項営業外費用44万2,000円の減は、企業債利息の調整によるもので

ございます。
次ページをお開き願います。
（資本的収入及び支出）
第３条　予算第４条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,057万5,000円は、当年度分損益勘定留保資金6,792万3,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,265万2,000円で補塡するものとする。）
収入でございます。
第１款資本的収入を420万4,000円減額補正し、1億910万円とするものでございます。
第２項他会計負担金447万6,000円の増は、川内地区消火栓設置工事に係る一般会計の負担金でございます。
第４項国庫支出金868万円の減は、中村・鶉崎地区石綿セメント管更新事業におきまして、国庫支出金が当初見込んでいた交付額に満たなかったため、交付決定を受けて国庫支出金の減少分を減額補正したものでございます。
支出になります。
第１款資本的支出を1,052万7,000円増額補正し、１億8,978万5,000円とするものでございます。
第２項建設改良費の同額は、川内地区消火栓設置工事、柏木原小梁川線の配水管の老朽化に伴う更新設計業務の計上によるものでございます。
次ページをお願いいたします。
（債務負担行為）
第４条　債務負担行為をすることができる事項、期間、限度額は次のとおりとする。
事項、上水道企業会計システム・固定資産台帳システム賃貸借・保守業務。期間を令和８年度から令和11年度までとし、限度額を728万1,000円とするものです。
続いて、水道料金システム賃貸借・保守業務。期間を令和８年度から令和11年度までとし、限度額を1,217万4,000円とするものでございます。
（議会の議決を経なければ、流用することのできない経費）
第５条　予算第８条に定めた経費の金額を次のように改める。

科目、職員給与費について、既決予定額1,522万7,000円から、263万2,000円を減額補正し、1,259万5,000円とする。

令和８年９月３日　提出

大郷町長　　石　川　良　彦

以上で、議案第43号　水道事業会計の補正予算（第１号）の説明を終わります。

続きまして、議案第44号　下水道事業会計補正予算の御説明をいたします。

68ページをお開き願います。

議案第44号につきまして、主な提案理由を御説明いたします。

今回の補正についてですが、収益的な部分では人事異動に伴う人件費の調整に係る補正が主なものでございます。

それでは御説明いたします。

議案第44号　令和８年度大郷町下水道事業会計補正予算（第１号）

（総則）

第１条　令和８年度大郷町下水道事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第２条　令和８年度大郷町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出でございます。

第１款下水道事業費用597万5,000円増額補正し、３億9,656万3,000円とするものでございます。

第１項営業費用576万1,000円は、人事異動に伴う人件費の調整によるものでございます。

第２項営業外費用21万4,000円は、企業債利息の調整によるものでございます。

（債務負担行為）

第３条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりとする。

事項、下水道会計システム・固定資産台帳システム賃貸借・保守業務。期間を令和８年度から令和11年度までとし、限度額を728万1,000円とするものでございます。

次ページを御覧ください。

（議会の議決を経なければ、流用することのできない経費）

第４条　予算第９条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

科目、職員給与費について、既決予定額2,973万8,000円から576万1,000円を増額補正し、3,549万9,000円とするものです。

令和８年９月３日　提出

大郷町長　　石　川　良　彦

以上で、議案第44号　下水道事業会計補正予算（第１号）の説明を終わります。

ただいま、御説明申し上げました議案第43号、議案第44号につきまして補正予算説明書を御覧いただきまして、よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石垣正博君）　以上で、議案第43号及び議案第44号について説明を終わります。

議長（石垣正博君）　以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

御苦労さまでございました。

午　後　　２時１７分　　散　会

上記の会議の経過は、事務局長　千葉恭啓の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議　　長

署名議員

署名議員